

令和 7 年度 第 1 回 久留米市食育推進会議

日時：令和 7 年 7 月 2 9 日(火)

1 4 時～1 5 時 3 0 分

場所：久留米市職員会館メルクス
3 階ホール

1 会長あいさつ

2 委員紹介

3 第 4 次久留米市食育推進プランについて

4 議案

第 1 号 令和 6 年度久留米市食育推進会議 事業実績及び決算、監査

第 2 号 令和 7 年度久留米市食育推進会議 事業計画(案)、予算(案)

5 報告

(1) 第 4 次食育推進プラン

【資料 1】

目標指標の進捗状況と基本施策ごとの取組状況（中間総括）

6 その他

久留米市食育推進会議委員名簿（R7. 7. 29～R9. 3. 31）

◎会長、○副会長、☆監事

		団体名	役職	氏名
1	行政	久留米市	副市長	◎ 橋本 政孝
2	学識経験者	聖マリア学院大学看護学部	准教授	○ 浅野 美智留
3	教育・保育関係機関	久留米市立北野小学校	校長	吉田 寿代
4		久留米市立田主丸中学校	校長	末次 正志
5		久留米市立南筑高校	校長	山下 経男
6		（一社）久留米市保育協会 浮島保育園	園長	菊池 顕
7		久留米市私立幼稚園協会 成田山幼稚園	園長	友野 優里
8		久留米市小・中学校PTA連合協議会 東国分小学校	副会長	池田 耕平
9		久留米市小・中学校PTA連合協議会 青陵中学校	PTA家庭教育委員	吉瀬 由加里
10	健康・医療関係機関	（一社）久留米歯科医師会 のんKIDS DENTAL院長	歯科医療委員会委員長	山下 伸子
11		（一社）福岡県歯科衛生士会 南支部	支部長	江崎 佳世子
12		公益社団法人福岡県栄養士会	副会長	森山 美加代
13	保健衛生関係機関	久留米市食品衛生協会	事務局長	永田 健二
14	農商工業関係機関	JAくるめ青年部	副部長	末安 貴晃
15		JAくるめ女性部	部長	尾形 文子
16		久留米商工会議所	事務局長	☆ 笠 智宣
17	市民団体	久留米市食生活改善推進員協議会	会長	☆ 和田 久子
18		スローフード協会筑後平野	代表	若江 武
19	行政	久留米市健康福祉部	保健所長	藤田 利枝
20		久留米市子ども未来部	部長	馬場 真澄
21		久留米市環境部	部長	橋本 広昭
22		久留米市農政部	部長	大野 浩亮
23		久留米市教育部	部長	平田 敬一

※下線部はR7年度変更

久留米市食育推進会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 久留米市食育推進プラン（以下「プラン」という。）に基づき、食育を総合的かつ計画的に推進するために、久留米市食育推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(会議の所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 食育の総合的な推進に関すること
- (2) プランの原案の作成や見直しのための調査・審議に関すること
- (3) 食育に関する事業計画案、予算案及び、事業実績、決算の承認に関すること
- (4) 久留米市食育推進団体表彰功績表彰部門の推薦に関すること
- (5) その他食育の推進に必要と認められること

(会議の組織)

第3条 会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育・保育関係機関
- (3) 健康・医療関係機関
- (4) 保健衛生関係機関
- (5) 農商工業関係機関
- (6) 市民団体
- (7) その他食育推進に関係する者

(会議の委員の任期)

第4条 会議の委員の任期は2年以内とし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の役員)

第5条 会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名
- (4) 顧問 1名

2 会長は久留米市副市長が務める。

3 副会長及び監事は会長が指名する。

4 顧問は久留米市長が務める。

(会議の役員の職務)

第6条 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の開催)

第7条 会議は、必要に応じて会長が招集し、議長を務める。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(部会)

第8条 食育に関する事業を実施する機関として、会議の中に部会を設置する。

- 2 部会に部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長及び副部会長は、部会の委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の職務)

第9条 部会は、次の職務を行う。

- (1) 食育推進に関する各種事業の実施
- (2) プランの原案及び見直し案の作成
- (3) 部会の事業計画案、予算案の作成、及び事業実績、決算の作成
- (4) 部会予算の管理

(事務局の組織)

第10条 事務局は次に掲げる組織で構成する。

- (1) 健康福祉部保健所健康推進課
 - (2) 子ども未来部子ども保育課
 - (3) 子ども未来部こども子育てサポートセンター
 - (4) 環境部資源循環推進課
 - (5) 農政部農政課
 - (6) 農政部農業の魅力促進課
 - (7) 教育部学校教育課
 - (8) 教育部学校保健課
 - (9) その他
- 2 事務局の代表は、農政部農政課が務める。
 - 3 事務局に事務局長を置き、事務局長は農政課長が務める。
 - 4 事務局の代表は、必要に応じて、事務局会議を招集する。

(事務局の所掌事務)

第11条 事務局は、次の職務を行う。

- (1) プランの原案及び見直し案の作成、進行管理
- (2) 食育推進会議に関する事業計画の企画・立案、予算案、事業実績、決算の作成
- (3) 予算の管理
- (4) 食育の情報発信に関すること
- (5) 各部会の事務連絡、調整及び進行管理に関すること
- (6) 食育推進に関する事業の実施
- (7) 会議に関する庶務

(専決区分)

第 12 条 会議における事務について、下記により専決処分をすることができる。

(1) 部会長

ア 部会の事業計画及び予算の執行

(2) 事務局長

ア 補助金の申請・請求及び実績報告

イ 事務局事業計画及び予算の執行

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 7 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 7 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 8 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

第4次 久留米市食育推進プランの1年延伸について

第4次久留米市食育推進プラン(以下、プラン)の計画期間(令和4年度～令和7年度)については、国の動向を踏まえるとともに現行施策の効果を十分に検証するため、1年間延伸し、令和8年度までといたします。

次期プラン(第5次)につきましては、令和7年度中に策定される国の「食育推進基本計画(以下、食育計画)」を参考にしつつ、本推進会議での現行プラン(第4次)の総括および審議を踏まえ、時勢に即した実効性ある計画として策定してまいります。

1 計画期間延伸の背景

以下の背景を理由に、現行プラン(第4次)の延伸いたします。

(1)食料・農業・農村基本計画における「食育の推進」の明記

食育計画と関連が深い「食料・農業・農村基本計画(令和7年4月)」において、食や農への理解の醸成と、行動変容を促す取組みとして「食育の推進」が掲げられました。これを踏まえて国では令和7年度に食育計画の策定に着手しています。(別紙1:食育推進評価専門委員会資料)

(2)食育白書による課題指摘

令和6年度の食育白書では、食育の推進について体験活動や団体活動の低下、全世代の中でも特に若い世代の意識の低さが指摘されています。これを踏まえ国では次期食育計画の重点項目として、新しい施策が掲げられる見込みです。(下表は食育推進評価専門委員会資料から引用)

・食卓と農の現場の距離を縮める取組みの拡大	農業体験や交流を促進し、生産者と消費者の繋がり、国産農産物や地産地消の消費拡大、環境配慮活動の推進
・大人の食育の推進	全世代の健全な食生活へ向け、企業(職場)等と連携して食育を推進

2 次期プラン策定のスケジュールについて(2カ年予定)

次期プラン策定に向けて、下表のスケジュールを想定しています。

○食育推進会議の開催

時期	内容	備考
令和7年7月29日 (第1回)	(議案)・令和6年度実績/決算 ・令和7年度計画/予算 (審議)・第4次プランの中間総括	
令和8年3月末頃	—	食育推進基本計画策定(国)
令和8年5月頃 (第2回)	(報告)・国の食育計画について (審議)・第4次プランの総括	
令和8年6月頃 (第3回)	(議案)・令和7年度実績/決算 ・令和8年度計画/予算 (審議)・第5次プラン骨子(案)審議	
令和8年11月頃 (第4回)	(審議)・第5次プラン素案審議	
令和8年12月頃	・第5次プランパブリックコメント	※1ヵ月程度実施
令和9年3月頃 (第5回)	(報告)・第5次プラン策定報告	

食料・農業・農村基本計画 骨子（案）の概要

資料 7

- 従来の基本法に基づく政策全般にわたる検証及び評価並びに今後20年程度を見据えた課題の整理を行い、**食料・農業・農村基本法を改正**（令和6年6月5日施行）。
- 改正基本法で定める**基本理念（食料安全保障の確保、農業の持続的な発展、環境と調和のとれた食料システムの確立、多面的機能の発揮、農村の振興）の実現**を図る観点から、**5つのテーマ**（①我が国の食料供給、②輸出の促進（輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化）、③国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム、④環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮、⑤農村の振興）を設定。



(国)食育推進評価専門委員会
(R7.3.7資料より)

別紙1

食料・農業・農村基本計画（食育の推進パート）の検討状況

- 食料・農業・農村基本計画は、食料・農業・農村基本法に基づき、食料・農業・農村に関し、政府が中長期的に取り組むべき方針を定めたものである。
- おおむね5年ごとに変更することとされており、令和7年3月に次期食料・農業・農村基本計画を閣議決定予定。
- 食料・農業・農村政策審議会企画部会（令和7年1月22日開催）にて、骨子案が示されたところ。

Ⅵ 国民理解の醸成

第117回食料・農業・農村政策審議会企画部会資料抜粋（2025.2.5開催）

1 食育の推進

（学校等での食育の推進）

- ・関係省庁が連携して、学校と地域の連携・協力関係を強化し、学校給食における地場産物や有機農産物の活用の更なる促進を図るほか、給食以外の時間においても、朝食やバランスの良い食生活の重要性等の食に関する指導や農林漁業教育の推進などを通じ、食や農林漁業について学ぶ機会を充実させる。

（大人の食育の推進）

- ・若者、中高年、高齢者等各世代の健全な食生活の実現に向けた課題を整理し、認識の共有を図るとともに、消費者に直接働き掛ける食品事業者（外食・中食事業者を含む。）等による食育活動、食生活の改善につながる商品の展開や、職場における従業員等への食育等を推進する。

（食卓と農の現場の距離を縮める取組の拡大）

- ・食卓と農の距離を縮めることにつながる農林漁業体験機会の提供のほか、産直活動などの生産者と消費者が直接つながる取組を強化する。
- ・生産者と消費者との結びつきの強化、国産農産物の消費拡大、環境への負荷の低減等に寄与する地産地消について、地域の実情に応じた取組等の情報を発信しつつ、消費者が日本の食や農を知り、触れる機会の拡大を図る取組を支援する。

（行動変容に向けた気運の醸成等）

- ・国や地方公共団体等における食育推進体制の更なる充実や学校、企業、生産者等の様々な主体を巻き込んだ産学官連携による新たな体制の構築、ボランティアなどの食育を進める人材の育成・拡大を図る。

第5次食育推進基本計画の作成に向けた進め方（案）

	第4次基本計画 (実績)	第5次基本計画 (予定)
第5次基本計画作成に向けた主 な論点	令和2年・3月	令和7年・6月
重点事項の考え方・方向性① ヒアリング	令和2年・8月	8月
重点事項の考え方・方向性② ヒアリング	10月	9月
第5次基本計画骨子（案）	12月	11月
パブリックコメント		令和7・12月～ 令和8・1月
第5次基本計画（案）	令和3年・2月	2月
パブリックコメント	2月	
第5次基本計画（案）	3月	3月
第5次基本計画の決定 （食育推進会議）	3月	3月

議案集

- | | | | |
|---------|------------------------------------|-------|-------|
| 第 1 号議案 | 令和 6 年度久留米市食育推進会議
事業実績及び決算、監査 | ・ ・ ・ | 1 ページ |
| 第 2 号議案 | 令和 7 年度久留米市食育推進会議
事業計画（案）、予算（案） | ・ ・ ・ | 7 ページ |

令和6年度 久留米市食育推進会議 事業実績及び決算

I 食育推進会議事業実績

1. 食育推進会議の開催

第4次食育推進プランに基づき、本市の食育推進事業を計画的に進めるための協議を行った。

	時 期	内 容
第1回	令和6年7月29日	・令和5年度事業実績、決算、監査 ・令和6年度事業計画(案)、予算(案) ・第4次プランの進捗状況 ・第4次食育推進プランに基づく令和6年度の事業計画

2. 食育推進会議の事業の実施状況

第4次食育推進プランの目標像「市民みんなが食への理解を深め、生涯にわたり健全な食生活を実践するまち」を目指し行っている4つの基本施策、「①生きる力を育む食育、②健康づくりのための食育、③食と農への理解を促進する食育、④環境に配慮した食育」に根差した活動を各部会、各協力団体の協力で行うことが出来た。

共通施策 『食への理解と関心を高める』

主な事業	令和6年度事業実績
●個別施策1 市民への情報発信	
①新しい生活様式に対応した情報発信	・「食育ギャラリー（食育啓発展示）」をふるさとくるめ農業まつりで同時開催 ・LINEやメールマガジン等を通じた市民への食育啓発の実施

① 食育啓発展示『食育ギャラリー』の開催（議案説明資料①）

市民の食育に関する認知度、関心度を図るとともに、自らが食育を実践し、健全な食生活を実践できるように、第4次食育推進プランに基づき、久留米市食育推進会議の各専門部会並びに食育関連団体等と連携して、食育についての情報発信や啓発を行う『食育ギャラリー』をふるさとくるめ農業まつりと同時開催した。

日 時 :令和6年11月9日(土)、10日(日)

会 場 :久留米百年公園

内 容 :食育推進会議の部会及び関係団体等による活動等を示したパネル展示及び食育に関連するクイズやリーフレット・チラシの設置 など

② 市民等への食育啓発

- ・毎月19日の『食育の日』に、各団体から寄せられた食育関連情報を「食育通信」としてまとめ、市公式LINEやメールマガジン等を使った情報発信を行った。
- ・久留米市役所において、『食育の日』を「定時退庁日」として、早く帰宅して家族との食事を楽しむことを呼びかける取組を行った。

3. 各部会の事業の実施状況（議案説明資料②）

（１）子ども食育部会 『基本施策Ⅰ 生きる力を育む食育』

主な事業	令和6年度事業実績
●個別施策1 学校、保育所等における子どもへの食育の推進	
①食育プログラム研究推進事業におけるこどもへの食育の推進	・学校の食に関する教科等による指導、給食指導 ・小学校低学年向けの「はしの指導」
②魅力ある学校給食を通じた食育の推進	・朝ごはん献立による朝ごはんの大切さの啓発 ・給食献立表や「ランチタイム（給食だより）」で食に関する情報を毎月1回発信
③学校給食への久留米産農産物の導入促進	・毎月2回の地場産給食を実施 ・久留米産米を使用した給食を毎週4回実施 ・久留米産農産物を使用した学校給食料理コンクールを実施
④保育所、幼稚園、認定こども園における子どもへの食育の推進	・職員向けの給食・食育研修会、給食の充実
●個別施策2 家庭・地域への食育啓発の推進	
①食育プログラム研究推進事業における家庭・地域に対する食育啓発の支援	・子どもの基本的生活習慣の確立、生活リズム、朝食摂取率の向上を図るためにアンケートを実施
②母子保健事業における食育支援	・マタニティ教室、離乳食教室、子育て相談会等で「共食」を通じた啓発等を実施
③地域子育て支援センター、子育て交流プラザくるるん、児童センターにおける食育支援	・各施設で食育講座、離乳食相談会、共食に関する出前講座等を実施
④多様な暮らしに配慮した子どもへの食育支援	・子ども食堂への活動支援
⑤保育所、幼稚園、認定こども園等における食育支援	・アンケートや食育講座による啓発、HP等での情報発信

（２）食と健康部会 『基本施策Ⅱ 健康づくりのための食育』

主な事業	令和6年度事業実績
●個別施策1 生活習慣病予防・改善のための食育推進	
①健康づくりを支える環境整備	・健康づくり応援店と協働し、野菜の日（8月31日）キャンペーン等、食事のバランスアップを目的とした啓発を実施 ・給食施設への個別巡回指導や研修会を実施
②地域における生活習慣病予防のための食育推進	・食生活改善推進委員による生活習慣予防の講話、調理実習を各地域で実施
③健診事業・保健事業における食育推進	・特定健診受診者に「健康管理ブック」を用いて情報提供 ・生活習慣病発症、重症化予防のために、健診結果に

	応じた指導や教室を実施
●個別施策2 生涯を通じた切れ目のない食育推進	
①若い世代への食育推進	・Y o u T u b e での料理動画配信、バランスの取れた食事に関するポスターを高校・大学等へ配布 ・食育教室、食育啓発イベントの実施
②高齢者事業における食育推進	・介護予防事業等で、栄養改善や口腔機能向上に関する情報発信やフレイル予防啓発イベントの実施

(3) 地産地消部会 『基本施策Ⅲ 食と農への理解を促進する食育』

主な事業	令和6年度事業実績
●個別施策1 食と農の理解促進	
①農業体験や生産者との交流を通じた食への感謝と農業への理解促進	・学童農園の支援、ふれあい農業公園等での農業体験 ・ふるさとくるめ農業まつりや各種イベントでの農産物、地産地消の取組みを紹介
②農業・農村の持つ多面的機能の理解促進	・公共施設やふるさとくるめ農業まつりで、農業の魅力や多面的機能のパネル展示やチラシ配布を実施
●個別施策2 地産地消の推進	
①久留米産農産物を購入しやすい環境整備	・食料品店等にて久留米産農産物の表示強化のため、P R 資材やチラシ配布を実施
②地産地消の意識啓発	・食生活改善推進協議会との連携による料理講習会、市庁舎での地産地消動画放映などのP R を実施

(4) 食の循環部会 『基本施策Ⅳ 環境に配慮した食育』

主な事業	令和6年度事業実績
●個別施策1 食と環境について学び考える機会の拡大	
①環境まなびのまちづくりの推進	・生ごみリサイクルアドバイザーの派遣、学習会実施 ・生ごみリサイクルや食品ロスに関する動画広報を通じ、家庭での堆肥化の手法を広報

Ⅱ 令和6年度食育推進事業決算書

(収入)

(単位：円)

項 目	R6予算	R6決算	比較増減	内 訳
市補助金	745,000	745,000	0	
雑収入	0	182	182	預金利息 (食育推進会議156円、地産地消部会19円、 食と健康部会5円、食の循環部会1円、子 ども食育部会1円)
合 計	745,000	745,182	182	

(支出)

(単位：円)

項 目	R6予算	R6決算	比較増減	内 訳
会議費・事務費	150,000	142,310	▲ 7,690	会議1回（謝金、事務費等）
事業推進費	595,000	581,241	▲ 13,759	食育啓発展示『食育ギャラリー』経費
合 計	745,000	723,551	▲ 21,449	

収入
745,182

—

支出
723,551

=

差額は市に返還
21,631

監 査 報 告 書

久留米市食育推進会議の令和6年度事業ならびに運営について、
令和6年度事業実績、及び、決算に基づき出納簿、領収書、その他
関係書類を監査したところ、その内容については適正に処理されて
いることを報告します。

久留米市食育推進会議会長 殿

令和 7年 6月 2 日

監事 和田 久子

令和 7年 6月 2 日

監事 笠 智宣

令和7年度 久留米市食育推進会議事業計画（案）、予算（案）

I 食育推進会議事業計画（案）

1. 食育推進会議の開催予定

第4次久留米市食育推進プランの事業進捗や各目標指標の達成状況の確認、および第5次食育推進プラン案の策定に向けて、計画的に進めるための審議を行う。

	時 期	内 容
第1回	R7年7月頃	・R6年度実績・決算、R7年度計画・予算 ・第4次食育推進プラン事業 R6年度実績・R7年度計画 ・第4次食育推進プラン中間総括

2. 食育推進会議の事業の実施予定

共通施策 『食への理解と関心を高める』

主な事業	令和7年度事業計画
●個別施策1 市民への情報発信	
①新しい生活様式に対応した情報発信	・「食育ギャラリー（食育啓発展示）」をふるさとくるめ農業まつりで同時開催 ・LINEやメールマガジン等を通じた市民への食育啓発の実施

① 食育啓発展示『食育ギャラリー』の開催

- ・市民への食育啓発を目的とした展示会を開催する。
- ・市民の食育に関する認知度・関心度の向上を図るとともに、市民が自ら食育を実践し、健全な食生活を実施できるよう啓発を行う。

日 時 : 令和7年11月8日(土)、9日(日) [予定]

※第51回ふるさとくるめ農業まつりと同時開催

会 場 : 久留米百年公園 [予定]

内 容 : 食育関係資料などの展示コーナー・食に関する相談やクイズ など

② 市民等への食育啓発

- ・毎月19日の『食育の日』に、食育関連情報を掲載した「食育通信」を市公式LINEやメールマガジン等で配信し、食育推進の啓発を行う。
- ・久留米市役所において、『食育の日』を「定時退庁日」として呼びかける取組を行う。

3. 各部会の事業の実施予定 (議案説明資料②)

(1) 子ども食育部会 『基本施策Ⅰ 生きる力を育む食育』

主な事業	令和7年度事業計画
●個別施策1 学校、保育所等における子どもへの食育の推進	
①食育プログラム研究推進事業におけるこどもへの食育の推進	・学校の食に関する教科等による指導、給食指導(栄養教諭の横断的指導)
②魅力ある学校給食を通じた食育の推進	・給食献立表や「ランチタイム(給食だより)」で食に関する情報を毎月1回発信
③学校給食への久留米産農産物の導入促進	・久留米産米を使用した給食を毎週4回実施
④保育所、幼稚園、認定こども園における子どもへの食育の推進	・職員向けの給食・食育研修会、給食の充実
●個別施策2 家庭・地域への食育啓発の推進	
①食育プログラム研究推進事業における家庭・地域に対する食育啓発の支援	・アンケート、生活リズムカード、親子料理教室や野菜栽培等を学校、家庭、地域で連携して実施
②母子保健事業における食育支援	・マタニティ教室、離乳食教室、子育て相談会等で「共食」の資料配布や講話による啓発の実施
③地域子育て支援センター、子育て交流プラザくるるん、児童センターにおける食育支援	・各施設で食育講座、離乳食相談会、共食に関する出前講座等の実施
④多様な暮らしに配慮した子どもへの食育支援	・子ども食堂への活動支援
⑤保育所、幼稚園、認定こども園等における食育支援	・アンケートや食育講座による啓発、HP等での情報発信

(2) 食と健康部会 『基本施策Ⅱ 健康づくりのための食育』

主な事業	令和7年度事業計画
●個別施策1 生活習慣病予防・改善のための食育推進	
①健康づくりを支える環境整備	・「くるめ健康のびのびポイント事業」と連携し、事業利用の推進や、応援店への情報提供で健康配慮の食環境整備に努める
②地域における生活習慣病予防のための食育推進	・食生活改善推進委員による生活習慣予防の講話・調理実習を各地域で実施
③健診事業・保健事業における食育推進	・特定検診受診者に「健康管理ブック」を用いて情報提供
●個別施策2 生涯を通じた切れ目のない食育推進	
①若い世代への食育推進	・Y o u T u b e 動画配信、高校・大学等へのバランスの取れた食事に関するポスター配布、講師派遣による講話の実施
②高齢者事業における食育推進	・介護予防事業等で、栄養改善や口腔機能向上に関する情報発信

(3) 地産地消部会 『基本施策Ⅲ 食と農への理解を促進する食育』

主な事業	令和7年度事業計画
●個別施策1 食と農の理解促進	
①農業体験や生産者との交流を通じた食への感謝と農業への理解促進	・ふれあい農業公園等での農業体験 ・ふるさとくるめ農業まつりや各種イベントでの農産物、地産地消の取組み紹介を推進
②農業・農村の持つ多面的機能の理解促進	・公共施設やふるさとくるめ農業まつりで、農業の魅力や多面的機能のパネル展示やチラシ配布
●個別施策2 地産地消の推進	
①久留米産農産物を購入しやすい環境整備	・食料品店等で久留米産農産物のPR拡充するため、PR資材の配布やモニター設置を実施
②地産地消の意識啓発	・食生活改善推進協議会や地産地消推進登録店と連携し、リーフレットや動画でPR

(4) 食の循環部会 『基本施策Ⅳ 環境に配慮した食育』

主な事業	令和7年度事業計画
●個別施策1 食と環境について学び考える機会の拡大	
①環境まなびのまちづくりの推進	・生ごみリサイクルアドバイザー派遣事業の拡大 ・生ごみリサイクルや食品ロスに関する動画広報を通じ、家庭での堆肥化の手法を学ぶ場を提供

Ⅱ 令和 7 年度久留米市食育推進会議予算（案）

（収入）

（単位：円）

項 目	R7予算	R6予算	比較増減	内 訳
市補助金	290,000	745,000	△ 455,000	
合 計	290,000	745,000	△ 455,000	

（支出）

（単位：円）

項 目	R7予算	R6予算	比較増減	内 訳
会議費・事務費	290,000	150,000	140,000	会議（謝金・会場費・事務費等）
事業推進費	0	595,000	△ 595,000	
合 計	290,000	745,000	△ 455,000	